

平成二十八年十月二十八日受領
答 弁 第 七 三 号

内閣衆質一九二第七三号

平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員升田世喜男君提出国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員升田世喜男君提出国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を示したものであり、お尋ねの作業員については、ガイドラインにおいて、現場入場を認めないとの取扱いとすべきとはされていない。